

付添いに関する実態調査を踏まえた都道府県教育委員会等への周知

【学校生活における付添いに関して】

1. 医療的ケアを実施する看護師の配置については、当課の教育体制整備事業費補助金を活用することが可能である。例えば、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の校外学習における付添いのための経費や訪問看護ステーション等と委託契約を締結し看護師を配置・活用するための経費に充当することを可能としているところであり、教育委員会においては、看護師配置により保護者の負担軽減の配慮に可能な限り努めること。
 2. 保護者が学校生活において付き添う理由として「人工呼吸器の管理」が最も多く挙げられており、教育委員会の判断として、一律に人工呼吸器の管理を保護者対応とし、学校に配置している看護師が対応しないとしている場合がある。

文部科学省としては、人工呼吸器の管理を含めた特定行為以外の医行為について、個々の児童生徒等の状態に応じてその安全性を考慮しながら、対応可能性を検討することと従前から通知しているところであり、教育委員会においては、個別に対応可能性を検討すること。
- なお、人工呼吸器の対応については、29年度新規事業においてモデル事業を実施し、7地域において実施を予定している。

「公立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活及び登下校における保護者等の付添いに関する実態調査（送付）」平成29年4月7日付、文科省初中局特別支援教育課より

-16-

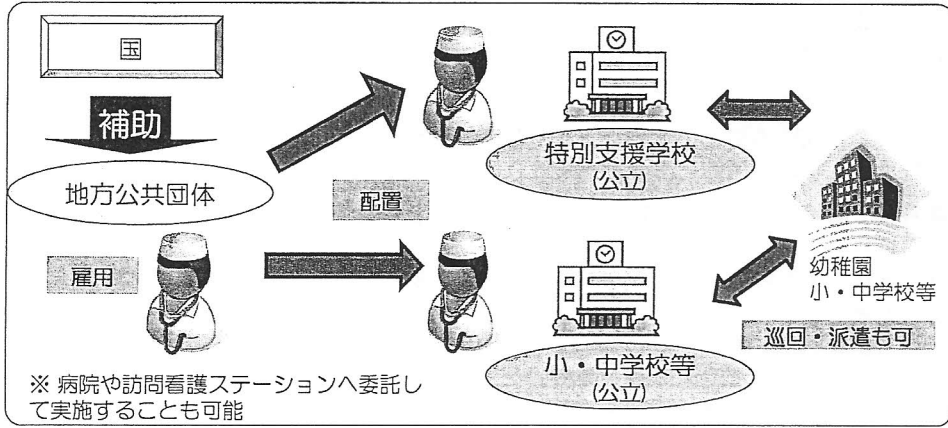
付添いに関する実態調査を踏まえた都道府県教育委員会等への周知

【登下校における付添いに関して】

- (1) 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒をスクールバスへ乗車させることの判断に当たっては、一律に保護者による送迎と判断するのではなく、個々の児童生徒等の状態に応じて、スクールバス乗車中における医療的ケアの実施の要否など、児童生徒等が安全に通学できるか否かについて主治医等の意見を踏まえながら、個別に対応可能性を検討し判断すること。
- (2) 幼児児童生徒の登下校における保護者の付添いの負担を軽減させる工夫に努めること。
 - ① 国の特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）の対象となる経費の範囲について、安全性等の観点からスクールバスや公共交通機関が利用できない場合など、都道府県、市町村又は校長が適当と判断した場合には、通学に要する交通費（本人経費）においてタクシーや介護タクシーの利用料を対象とすることが可能であること。
 - ② 都道府県や市町村の福祉部局等と連携し、障害福祉サービスで実施している通学支援等を利用するなど地域特性を考慮し、柔軟に対応できる体制を整備すること。

医療的ケアのための看護師配置事業 (インクルーシブ教育システム推進事業)
 平成 29年度予算額 840百万円 (平成28年度予算額 700百万円)

近年、学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、医療的ケアを行う看護師を学校に配置する際の経費を補助する。



想定される業務例

- ・医療的ケアの実施
- ・教員への指導・助言
- ・研修の講師 等

補助金概要

- ◇補助率：1 / 3
- ◇配置人数：1,200人 (平成 28年度：1,000人)
- ◇補助対象経費：看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費等

文部科学省 → 補助 → 都道府県・市区町村

学校における医療的ケア実施体制構築事業 平成 29年度予算額 45百万円 (新規)

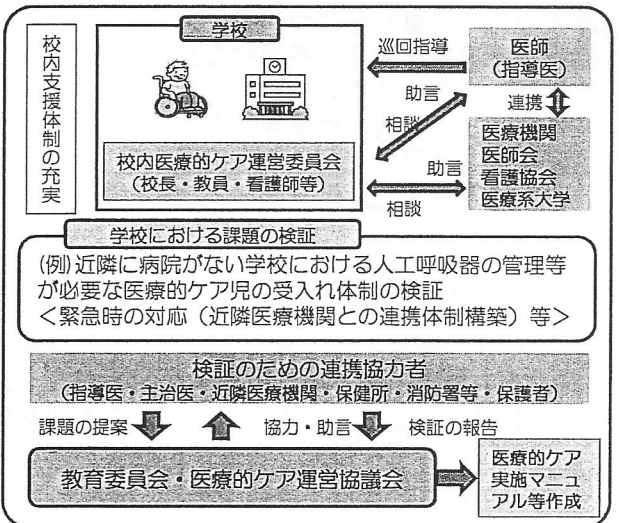
医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。

学校において、こうした高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会

学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業 (対象校：公立特別支援学校及び小・中学校等)

- 医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。
 - ・学校巡回指導
 - ・校内医療的ケア運営委員会での助言
 - ・医療的ケアに関する相談に対する助言等
- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。
 教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



設置者	研究の概要（特色）
北海道 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・指導医の配置・活用による人工呼吸器の管理等の医療的ケアを要する児童生徒に対する校内支援体制についての研究 ・医療的ケアハンドブックの改訂（人工呼吸器ケアガイドライン・気管カニューレガイドライン作成） ・モデル校の教員や、看護師等を対象とした医療的ケア研修体制の充実
大阪府 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器の管理等の医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いなしで登校を可能とする校内体制についての研究 ・人工呼吸器の管理等の医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いなしで泊を伴う行事に参加する体制についての研究 ・人工呼吸器ケアガイドライン・気管カニューレガイドライン作成
三重県 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・指導医の派遣や近隣の医療機関との連携による支援体制の充実 ・医療的ケア実施マニュアルや研修ビデオの作成
愛媛県 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、教育委員会、隣接病院、大学と連携し、医療的ケア実施体制の見直しや検証を行い、人工呼吸器の管理等に対応した実施体制の充実を図る研究 ・指導医の配置・活用による医療的ケアの指示体制や役割の明確化など、校内支援体制の充実
宮崎県 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器の管理等を要する児童生徒に対する週3回、1回あたり3時間の保護者の付添い解除の現段階から、特定の看護師が個別対応により医療的ケアを実施する通常対応医療的ケアの対象へ移行するために必要な実施体制、医療的ケア実施マニュアル策定のための研究 ・訪問教育対象の児童生徒を通学籍に移行するための支援体制の整備の研究
京都市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器、気管切開に関する各種チェックリストの作成、研修テキストの改訂 ・ICT等を活用した指導医や指導看護師、主治医等との相談指導システムの効果の検証
豊中市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における医療的ケアの実施体制の整備 ・看護師の安定的・継続的な確保についての方策の検討（例：看護師の人事循環体制の可能性について検証等） ・人工呼吸器ケアガイドライン、気管カニューレガイドライン

第54回 重症心身障害児（者）を守る会全国大会
第3分科会
(在宅部会)

地域における支援体制の確立 ～ライフステージに応じた切れ目のない支援～



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官
(命)インクルーシブ教育システム連絡調整担当
分藤 賢之
